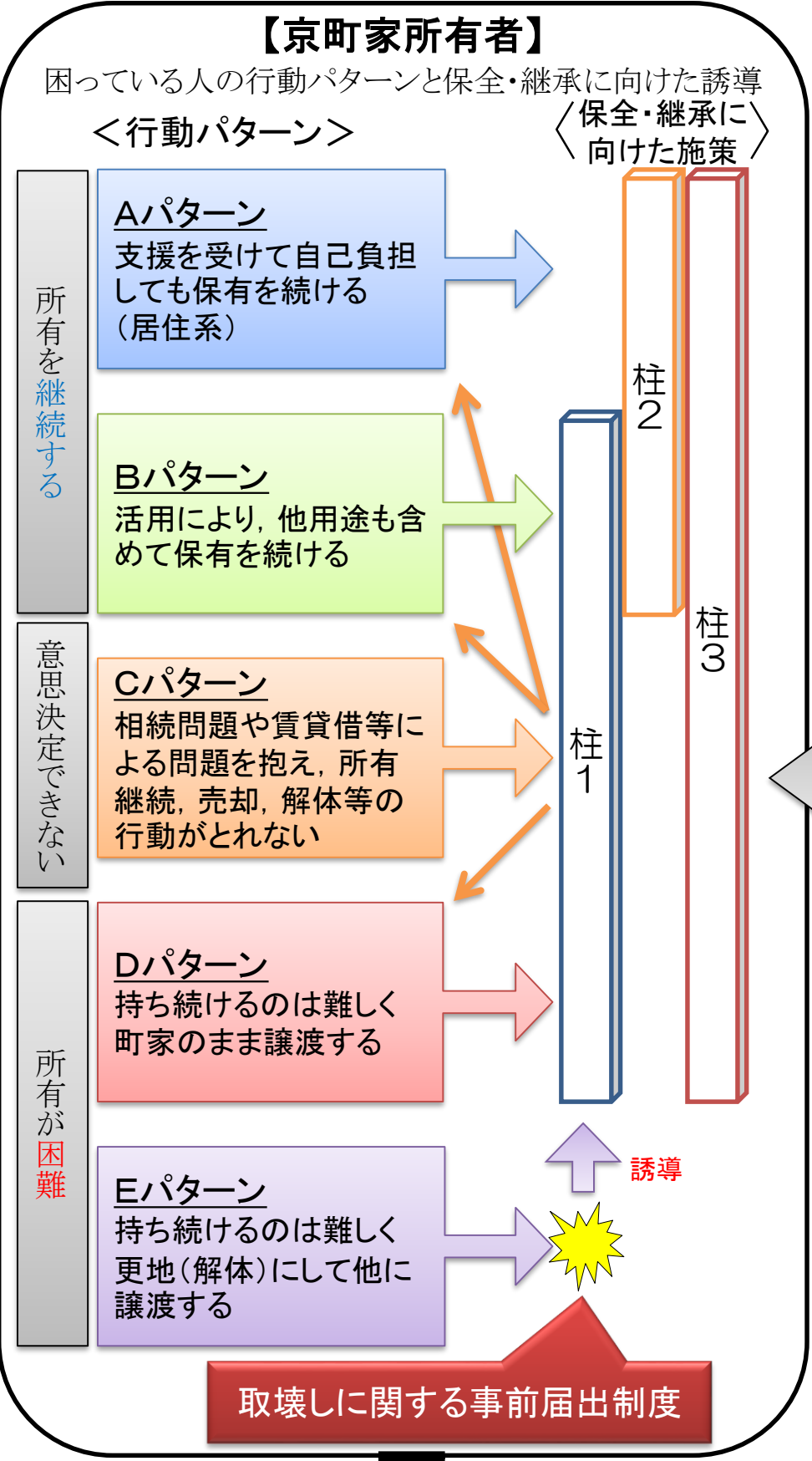


～京町家の保全・継承に向けた施策の全体像～



京町家の保全及び継承に関する条例の制定

＜京町家の保全・継承に向けた施策の3本柱＞

柱1 流通・活用機会の確保

①民間事業者との連携による流通・活用環境の構築	→ マッチング制度の運用, 相談窓口の拡充 → 京町家まちづくりクラウドファンディング支援事業の実施
②流通・活用機会の徹底的周知	→ 総合情報サイトの構築
③流通・活用機会の拡大	→ 本市が借り上げ, 民間事業者を通じて賃貸を行うモデル事業の実施 → 民間資金による京町家再生ファンドの構築に向けた調査・検討
④活用の円滑化に向けた規制緩和	→ 建築基準法適用除外に係る包括同意基準の拡充に向けた検討
⑤条例による流通・活用のための相談時間の確保	→ 保全・継承に向けた協議, 取壊しに関する事前届出制度の創設
⑥民間事業者との連携による相談窓口の充実	→ 相談窓口の拡充

柱2 所有者の保全・継承に係る助成制度の創設・拡充

京町家の修繕費用に対する支援	→ 耐震改修に対する助成制度の充実
	→ 空き家関連助成制度の実施
	→ 地区指定の京町家(上限100万)及び個別指定の京町家(上限250万)の改修に係る助成制度の創設(補助率1/2)
	→ 個別指定の京町家の維持修繕に係る助成制度の創設(上限30万・補助率1/2)
	→ 歴史的建築物保存活用計画作成助成の充実
	→ 歴史的風致形成建造物の指定に必要な調査の実施, 及び助成件数の充実
→ 京町家まちづくりファンド改修助成の実施	

柱3 京町家の価値の共有

①京町家の価値についての理解を深める	→ 京町家の生活文化等に関する教育研修プログラムの作成 → 個別指定の京町家を示すプレート作成や価値を知ってもらうためのカルテの作成
②京町家の価値を広める	→ 条例に関する普及啓発 → 京町家再生セミナーの実施 → 京都とパリの大学が中心となった都市デザインに関するワークショップの実施

取組の効果を高める施策

- **ふるさと納税の募集**
- **京町家の特徴を継承した新築建物の基準の検討**

京町家の滅失の歯止め

※赤字下線部は新規(充実)支援策